

令和7年度安全装置等導入促進助成金の手続きについて

◎「標準的な運賃」を運輸支局へ届出していなくても申請できる助成金
※側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)、飲酒運転防止装置③～⑤は、
「標準的な運賃」の運輸支局の届出が確認できない場合、助成申請できません。

1. 助成対象期間

令和7年3月1日から令和8年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売契約が完了し、令和8年3月6日(必着)までに実績報告書が届いたものとします。

* リース導入申請については、会員又はリース会社に助成金を支払うことになるため、双方で確認の上申請してください。

* 助成額については、1,000円未満切り捨てとなります。

* 助成対象額には、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額は含まれません。

2. 助成対象となる安全装置等(詳細は要綱の別表をご確認ください)

装置名	導入条件
後方視野確認支援装置 (バックアイカメラ)	(公社)全日本トラック協会指定のもの (対象装置一覧参照) ①新たにカメラ及びモニターを同時に導入した場合 ②故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合 ③モニターかカメラのいずれかを買い換える場合 に限る。
側方視野確認支援装置 (サイドビューカメラ)	(公社)全日本トラック協会指定のもの (対象装置一覧表参照) ①新たにカメラ及びモニターを同時に導入した場合 ②故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合 ③モニターかカメラのいずれかを買い換える場合 に限る。 ※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの <u>左側方</u> に装着した場合に限る。 ※側方視野確認支援措置は、「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、助成申請できません。

装置名	導入条件
側方衝突監視警報装置	<p>(公社)全日本トラック協会指定のもの (対象装置一覧参照)</p> <p>※車両総重量7.5t以上の事業用トラック又はトラクタの第5輪荷重が8.5t以上のトラクタ・トレーラの<u>左側方</u>に装着した場合に限る。</p>
<p>飲酒運転防止装置</p> <p>※国交省認定<u>自動点呼機器</u>は、別途助成金のご案内をしています。</p>	<p>① 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 (対象装置一覧参照)</p> <p>② IT機器を活用した遠隔地で行う点呼(遠隔点呼)に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所に限る。) (対象装置一覧参照)</p> <p>③～⑤は、「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、助成申請できません。</p> <p>③ 記録型検査機器(据置型) (事務所据置型で検査結果の記録できる機器)</p> <p>④ 車載器型・携帯型 (車載器型は記録が残らない物でも対象とする。)</p> <p>⑤ 管理用機器 (遠隔点呼等管理ソフト、初期設定費用等)</p>
トルク・レンチ (車輪脱落事故防止器具)	<p>① 「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む) ※型式等の指定なし。</p> <p>上記以外の器具は、「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、助成申請できません。</p>

3. 申請期間

◎導入前、導入後申請の受付は令和8年1月16日までとなります。

◎導入前申請後の実績報告書の提出期限については、令和8年3月6日(必着)までとなります。

* 期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。

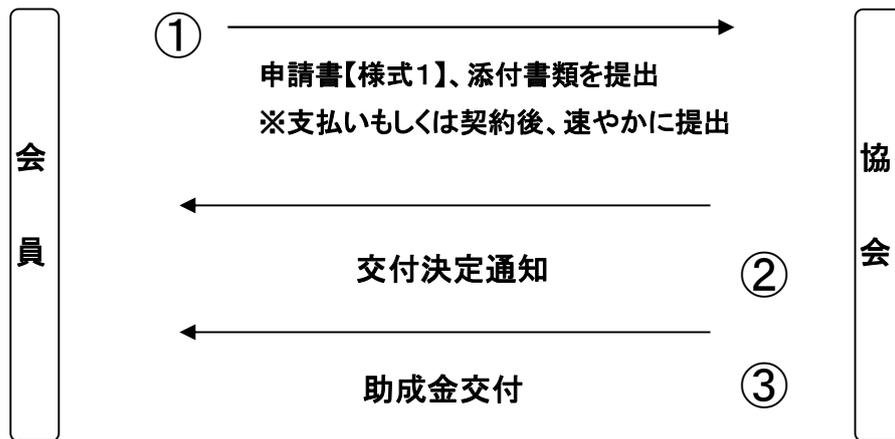
12月～2月末日に導入予定の場合には、お早めに**様式2** 導入前申請書をご提出いただき、予算の確保をお願いします。

助成金申請のながれ

※申請期日を過ぎての受付は出来ません。

※予算に達した場合は、その時点で受付終了となります。

導入後申請の場合 令和8年1月16日までに提出



導入前申請の場合 令和8年1月16日までに提出

- 申請書【様式2】、添付書類を提出
- 交付内定後、請求書・実績報告【様式3】、添付書類を

令和8年3月6日までに提出

